

上山市建設工事等ウィークリースタンス行動方針

1 目的

時間外労働の罰則付き上限規制やワークライフバランスの推進などの働き方改革を踏まえ、業務を円滑かつ効率的に進めるために、受発注者間の1週間におけるルールやスタンスなどを目標として定めることをもって、計画的な業務の履行による労働環境の改善を行い、成果品の品質確保・向上、ひいては担い手の育成・確保を図ることを目的とする。

2 対象

上山市が発注するすべての建設工事及び建設コンサルタント業務（設計、測量、地質調査等）等を対象とする。

ただし、災害復旧等の緊急を要するものは除く。

3 取組内容

初回打合せ時に、受発注者間で確認・調整のうえ、次に掲げる項目について積極的に取り組むものとする。緊急性を要する災害対応などにおいて、やむを得ず下記の原則に沿った対応ができない場合は、作業依頼時に、受発注者間で作業内容や提出期限等を確認し、合意を図るものとする。

- (1) 昼休みや午後4時以降開始の打合せは行わない。
- (2) 作業内容に見合った作業時間を確保する。
- (3) 休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。
- (4) 休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- (5) 定時間際や定時後に依頼をしない。
- (6) ワンデーレスポンスの対応を徹底する。（その日のうちに回答。できない場合は回答時期を伝達）
- (7) 工程に影響する条件等を受発注者間で確認・共有する。
- (8) 前各号のほか、受発注者間で確認し決定した業務環境改善に関わる取組を行う。

4 その他

発注担当課は、別紙の記載例を参考に、本方針の対象工事である旨を特記仕様書等に記載するものとする。

5 適用期日

この行動方針は、令和6年4月1日以降に執行伺を起案する建設工事及び建設コンサルタント業務等から施行する。

別紙

【特記仕様書等記載例】

○ ウィークリースタンスの実施について

本工事は、ウィークリースタンスの対象であるため、「上山市建設工事等ウィークリースタンス行動方針」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。